

国家公務員とのお付き合いに際してのお願い

—— 国家公務員の倫理保持のためのルールをご存じですか

国家公務員の倫理保持のためのルールは、海外にいても適用される。気を付けなければならないことは。



国家公務員倫理審査会事務局
首席参事官 府川陽子

何が禁止されているのか

行政のグローバル化が進み、多くの国家公務員が各国の大使館や国際機関などで働いています。また、海外に出張して事業者の皆さまと意見交換する場面も少なくありません。

国家公務員には、その業務の相手方(「利害関係者」と言います)とお付き合いをする上で、国民の疑惑や不信を招くことがないように、いくつかの厳しい制約があります。こうしたルールが設けられた背景には、1990年代に、幹部公務員を中心に、事業者から過剰な接待を受けた事例が続発したことなどへの反省があります。

事業者の皆さまにもルールを正しく知っていただくため、ここでは倫理法令の概要をご紹介します。

利害関係者とは？

あなたが、国家公務員が行う以下の事務の相手方である場合、あなたは「利害関係者」です。

- ◆事業所管 ◆許認可 ◆補助金交付
- ◆立入検査、監査、監察
- ◆不利益処分や行政指導 ◆契約 など

実際にこうした事務を直接担当している国家公務員のほか、その上司に当たる職員にとってもあなたは利害関係者となります。

何が禁止されていますか？

倫理法令では、国家公務員が利害関係者から以下の贈与や会食のもてなしを受けることなどが禁止されています。

- ◆ 金銭や物品の贈与
- ◆ 酒食等のもてなし（接待）
- ◆ 車での送迎など、無償でのサービス提供
- ◆ 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること
- ◆ 金銭の貸付け
- ◆ 未公開株式の譲渡
- ◆ 無償での物品や不動産の貸付け

※上記の禁止行為に該当した場合でも、一部例外として認められるものもあります。詳しくは国家公務員倫理審査会ホームページをご覧ください。

具体的に考えてみましょう

ー 利害関係について

「在外勤務の前後で関係はリセットされるでしょう……」

利害関係のあった国家公務員が、そのポストから異動した場合でも、異動後3年間は引き続き利害関係者として取り扱われます。出身省庁と在外公館(外務省)等との間の異動でも同様ですのでご注意ください。

ー 贈与について

「日本からのお土産くらいならセーフでは……」

国家公務員が利害関係者からプレゼントをもらうことは原則として禁止されています。例外として認められるのは、社名入りのボールペン